

看護部通信 vol.37



8 月 6 日(土)『ふれあい看護体験があります』



高校生が 11 名参加しますので、ご協力お願いします！

『2016 年度診療報酬改定・重症度医療・看護必要度』

7 月 28 日(木)、『重症度医療・看護必要度』についての研修が行われました。重症度医療・看護必要度に関しては、7 対 1 施設基準の中で看護職員の研修受講が必須となっていますので、昨日参加されなかった方は、8 月 2 日(火)17:15 から 2 回目の研修が開催されますので、是非参加してください。必要度の研修に際しては必ず時間厳守で会場に入ってください！



今回の重症度医療・看護必要度の一番大きく見直しをされたところが、救急搬送後の患者、認知症の患者、手術直後の患者の評価です。中でも医学的所見の判断が必要な C 項目とは下記の項目となります！！

C	手術などの医学的状況	0 点	1 点
16	開頭手術(7 日間) (穿頭及び内視鏡下に行われた手術は含めない)	なし	あり
17	開胸手術(7 日間) (胸腔鏡下に行われた手術は含めない)		
18	開腹手術(5 日間) (腹腔鏡下に行われた手術は含めない)		
19	骨の手術(5 日間)		
20	胸腔鏡・腹腔鏡手術(3 日間)		
21	全身麻酔・脊椎麻酔の手術(2 日間)		
22	救命などに係る内科的治療(2 日間) ① 経皮的血管内治療 ② 経皮的心筋焼灼術などの治療 ③ 侵襲的な消化器治療		